

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028070	元年10月28日	元年11月15日	2年2月25日	マイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報)へのアクセス	【制度的現状】 □民間にマイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報)へのアクセスが認められていない。 【要望理由】 □FATF対日審査(2019年)を前に、マネロ・テロ資金対策の強化(具体的には、金融庁ガイドラインによる継続的な顧客管理が求められている)が求められる中、本邦金融機関では宛先不明で郵便物が返却される(=住所・氏名が不明)口座が相当数存在し、欧米など海外では、このような住所不明の口座は、不審口座として解約や取引停止が行われており、本邦でも今後同様の対応を行う必要があるもの。 □かかる、本邦では預金規程等では変更届が求められているものの、実際には住所・氏名の変更届やマイナンバーの届出が行われないケースも多く、これを補充する(顧客(国民)利便性の)観点、また適切なマネロ・テロ資金対策のための口座管理を金融機関が行う観点から、上記を要望するもの。	都銀懇話会	内閣府 金融庁 総務省	マイナンバー制度導入の際に、金融機関等からの要望に応じた公的個人認証の民間事業者への開放を行っており、これにより、金融機関は犯罪収益移転防止法で定める本人確認に必要な住所、氏名、生年月日の確実な情報を電子的に取得できるとされています。金融庁においては継続的な顧客管理のため、公的個人認証の活用を、金融機関等へ推奨してあります。 また、預金取扱金融機関については、マイナンバー法その他の法律により、個人番号関係事務実施者として、預金者に対してマイナンバーの提供を求めることができることとなっています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第18条	現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載のとおりです。		
311029004	元年10月29日	元年12月16日	2年3月25日	広域災害時における損害調査の迅速化(1)タクシーの安定確保(2)ドローンの迅速な使用(3)車両による物資輸送	地震や水害などの広域災害発生後に迅速かつ安定的な損害調査ができるよう、以下の法整備を要望する。 (1)立会損害調査に必要なタクシーの安定供給のため、タクシーの一時的な指定営業区域規制の緩和 (2)家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等 (3)被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等	損害保険業のように広域災害直後に大量の人員を被災地に派遣し、早期の被災地復興を支援する事業にとって、保険金支払の迅速性を阻害する観点から以下の点が課題であり、解決手段として災害時の一時的な規制緩和を求めたい。 (1)平成28年熊本地震では、被災地で損害調査を行う際のタクシー確保が難しく、指定営業区域外のタクシーを越境利用することで何と対応したが、非効率な査定を余儀なくされた。また、令和元年山形県沖地震では、山形と新潟の県境周辺での調査が必要だったが、両県制により県を跨ぐ立会調査ができず、非効率な査定を余儀なくされた。指定営業区域規制を緩和すれば、指定営業区域外のタクシーの確保が容易になる。また、被災地での食糧調達に十分に対応できず、事業者自ら生活必需品を輸送することがあるが、災害直後には、高速道路の利用制限等の事情により、被災地への物資輸送が困難なケースがある。緊急自動車の安定供給と、被災地への物資輸送を自主的に迅速に行うことができ、早期の被災地復興にも繋がると考える。	一般社団法人 日本損害保険協会	内閣府 警察庁 総務省 国土交通省	(1) 営業区域とは、営業活動の適正な遂行及び運行管理の適正な確保の観点から設定される営業所の地を含む合理的な地理範囲をいい、現行法上、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を禁止している。 (2) 航空局(人口密集地帯) 人口密集地帯上空など、無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域において無人航空機を飛行させる場合は、国土交通大臣の許可が必要。 (2)「家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等」について 道路使用許可制度は、道路本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度です。 河川敷地占用許可制度は、河川法第24条により、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用(※)しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないこととされています。(※排他的・独占的に使用することをいいます。) (3)「被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等」について 都道府県公安委員会は、災害応急対策的的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第17条第1項の規定により、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとされており、緊急通行車両であれば、車両の通行が禁止された区間(緊急交通路)であっても災害応急対策のため通行することができます。 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条第2号及び第33条の規定により、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両については、都道府県知事又は都道府県公安委員会が、車両の使用の停止により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両であると確認し、災害対策基本法施行規則(昭和37年総務府令第52号)第6条に定める様式の権章及び証明書を交付した場合には、当該権章を提示することにより、緊急通行車両として緊急交通路を通行することができます。 また、災害応急対策を実施するための車両以外の車両についても、必要に応じて緊急交通路の通行を認めています。 なお、警察庁では、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、交通検問所における権章及び証明書の交付を含む緊急通行車両の事前届出制度等について定めています。	(1)道路運送法第5条、道路運送法施行規則第5条 (2)航空局(人口密集地帯)航空法第132条第1項 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 (3)災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条第2号及び第33条 災害対策基本法施行規則(昭和37年総務府令第52号)第6条	(1) 現行制度下で対応可能 (2) 現行制度下で対応可能 事実確認 (3) 現行制度下で対応可能	(1) 営業区域について、災害時等の緊急時において、運送事業者の避難輸送や被災者の移動確保などのより必要性・公共性の高い運送に支障が生じない範囲において、各地方運輸機関において必要に応じ弾力的に対応していただきたいです。 なお、こうした運用を法律上明確化するため、今年7月に閣議決定された、「持続可能な運送サービスの実現に向けた取組を推進するための地域公共交通の活性化及び健全に関する法律の一部を改正する法律案」において、道路運送法第20条に例外規定を設けることとしています。 (2)航空局(人口密集地帯) 人又は家畜が密集している地域でドローンを飛行させる場合には、地上の人又は物の安全を確保するため、使用する機材、操縦者の技量、誘引や緊急時について審査を受け、航空空間を確保し国土交通大臣の許可を受けなければならないが、このほか別の法律や条例等の定めにより飛行が禁止される場合もあります。 また、こうした空域に基づき許可については、全国人口密集地区を対象とした最大1年間の包括的許可により簡便の許可を不要とするともに、オンラインシステムを整備し、緊急の際には電話による申請も受け付けた上で、飛行開始上も既に迅速な手続きを可能としています。 なお、航空法に基づく飛行許可において、道路や河川管理者等との手続きは求めておりません。 (2)家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等については、道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に強い影響を及ぼすような撮影を行うおそれがある場合、ドローンを利用する形態にかかわらず、道路使用許可を要しますが、これらに当たらない形態で、単にドローンを利用して道路上空から撮影を行うおそれがある場合は、飛行申請上、道路使用許可を要しません。 河川が公共物であることにかかわらず、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的に十分に維持され、良好な環境の保全と適切に利用されるため、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を排他的・独占的に使用してドローンを飛行させる場合、河川法第24条の許可が必要です。 一方、他者の自由な河川使用を妨げない行為、例えば単にドローンで河川上空を通過することなど、許可を要しません。 なお、飛行する場所が河川区域のうち既占用地や私有地であれば、その占用者や所有者への確認が必要となります。 (3)「被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等」については、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両のほか、指定行政機関等との契約等に基づき災害発生時に業務が実施される車両も含まれています。生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定行政機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっています(都道府県知事又は都道府県公安委員会において、指定行政機関等との契約等の内容を認明する書類等を確認の上、緊急通行車両確認書等を交付しています。)。 また、災害応急対策を実施するための車両以外の車両で緊急交通路の通行が認められる車両の範囲についても、道路の交通管理や運送、被災地のニーズ等を踏まえて優先度を考慮しつつ決定されることとなりますが、保険金の支払いのために被災地で家屋調査等の業務を行う社員に対し「保険金事務車から資料の物を輸送するよな場合には、災害後、緊急交通路の通行を認められ、今後とも適切に対応していきます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311127019	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	まちづくり会社等に対する市町村の出資要件を削除すること	まちづくり会社における、市町村の出資比率3%以上の要件削除	持続可能なまちづくりを実現するためには、地域の多様な主体がまちづくりに関与し、まちづくり推進主体が自立的・主体的に活動できるようにすることが必要である。このため、中活法施行令第9条(協議会を組織することができる者の要件)に規定されている、「株式会社においては、総株主の総議決権に占める市町村の有する議決権の割合が3/100以上であること」の要件を削除し、多様な主体がまちづくりに参画することができるようにすべきである。	日本商工会議所	内閣府	中心市街地活性化協議会は、市町村が中心市街地活性化基本計画を作成する際に意見を述べること等の法律上の役割が付されていたり、また、中心市街地の活性化の司令塔となる組織であり、その役割として公益性を有することが必要であること(確み、まちづくりの推進を図る事業活動を行うこととして設立された会社(以下「まちづくり会社」という。))における中心市街地活性化協議会を組織することができる者について、一定の公益性を確保するために市町村が一定の関与をすることが要件として定められています。このため、政令第6条第1項において、株式会社については、会社の業務の状況について、市町村がこれを調査し、是正を求めるところを可能とするための具体的な要件として、会社法に基づき、会計帳簿閲覧請求権、株主総会招集請求権等が行使できる「総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が3/100以上であること」と定められています。	中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項 中心市街地の活性化に関する法律施行令第6条	◎ その他	まちづくり会社における中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件について、個別具体的な実態を調査し、その結果や要件を削除した場合の影響などの把握に努めることとします。	
311127023	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を見直すこと	多発する災害に対応するための「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を見直し	近年多発・激甚化する自然災害は、住民の生活や地域経済に深刻な影響をもたらす。特に中小企業の経営には大きな打撃となり、廃業を余儀なくされる例もある。また、被災地以外の取引先など広範囲に影響が及び、経済的な負の連鎖が発生している。こうした地域の復旧を支援する「激甚災害法」は、全国を対象とした「本激」と市町村を対象とした「局激」に明確に分かれており、同じような被害でも本激と局激では支援策に大きな差がある。このため、広域的な経済再生を含む復興に資する「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を見直すべきである。	日本商工会議所	内閣府	激甚災害制度では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害に指定することとしています。激甚災害の指定については、地域を限定せず適用措置を指定する「本激」と、市町村単位で適用措置を指定する「局激」がありますが、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	◎ 事実確認	「制度の現状」欄に記載のとおり、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。なお、災害時の中小企業に対する支援策において、全国レベルの被害と市町村レベルの被害で支援の内容に差があるという質問をいただいたことがありますが、当該支援策は中小企業庁による独自の支援制度であり、激甚災害法とは関係がないことを念のため申し添えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311127028	元年 11月27日	2年 1月24日	2年 4月23日	行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること	<p>ア. 災害時の対応機能拡大 大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるだけでなく、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、本人同意のもとで必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。</p> <p>また現在、政府が進めている、個人の医療情報、診療データ等を共有化する「医療ID」とマイナンバーとの連携も実現すべきである。</p> <p>イ. ワンカード化の推進（公的身分証との統合促進） 災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合（ワンカード化）を進めるべきである。</p> <p>健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されたが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。</p> <p>（注）エストニアでは、ICチップ付き国民IDカードを、運転免許証や健康保険証として利用することができる。また、公的個人認証サービスを活用し、オンラインバンキングや選挙などの電子投票に利用することも可能となっている。</p> <p>ウ. 取得促進に向けた体制整備 現状では自治体窓口におけるカードの受け取り時間帯が平日の夕刻までに限られている地域が多く、受け取りにかかる個人の負担は大きい。このため、一部の自治体で実施されている、社会人が受け取りやすい夜間交付や休日交付の時間帯拡充、郵送交付等を、全国の自治体に横展開すべきである。</p>	<p>ア. 前段 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項により、マイナンバーカードのおもて面には顔写真と基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となっています。</p> <p>ア. 後段 マイナンバー制度では、行政機関等が効率的な情報管理と迅速な情報の授受にマイナンバーを用いることで、行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることを目的としており、マイナンバーの利用範囲と利用機関を法律に明記しております。現在、同制度においては、医療機関等が医療情報の連携にマイナンバーを用いる仕組みはしていませんが、これは、平成27年12月10日にとりまとられた「医療等分野における番号制度の活用等に関する検討報告書」において、「マイナンバーそのものを情報連携の手段としてネットワークのシステムに入れて用いることは、マイナンバーの漏えいの危険性を高め、マイナンバー制度のセキュリティ等とも矛盾することになる等として、マイナンバーそのものを用いることは不適切とされたことと踏まえたものです。</p> <p>一方、マイナンバー制度では、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するなどして、国民自らが様々な本人の個人情報に安全で効率的にアクセスできる情報インフラの構築を進めており、同報告書においては、「医療等分野でも、こうしたマイナンバー制度の情報インフラを最大限に活用していくことが合理的である」として、これを踏まえ、マイナンバー制度の基盤を活用し、マイナンバーカードで被保険者資格を確認することを可能とする、オンライン資格確認システムの構築を進めています。</p> <p>また、医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報（2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認を可能とする予定です。</p> <p>イ. 前段 マイナンバーカードと運転免許証は統合されていません。</p> <p>イ. 後段 デジタル・ガバナメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）に基づき、令和2年度以降、患者の利便性向上のためにモデル事業、実証・モデル事業を踏まえた横展開を行うこととしています。</p> <p>ウ マイナンバーカードは顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認が行える、極めて高い認証強度を持ったものであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することとされており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第13条第2項）そのため、住民の利便性を考慮し、土日・夜間開庁の実施を行っている市区町村もあります。</p> <p>また、本人確認をカードの交付申請時に、出来上がったカードを後日、郵送で交付する申請実行方式や、さらに企業等へ出向いて本人確認と交付申請受付を行う「出張申請受付」の実施を行っている市区町村もあります。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条等</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第13条第2項</p>	<p>ア. 前段 「IDカードとしての機能拡充」が指すものが必ずしも明らかではないが、左記のとおり、個人情報の行政機関による読み取りにはすでに対応が完了しています。</p> <p>ア. 後段 医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認を可能とする予定です。</p> <p>イ. 前段 運転免許証とマイナンバーカードの統合に当たっては、交通違反等の現場において、警察官が運転免許の有無や条件を確認することができるかが課題となるところ、運転免許証の記載事項のマイナンバーカードの券面への表示、マイナンバーカードのICチップ情報の読取り、警察官が免許関係情報を確認するための端末の整備・運用、運転免許証のシステムとマイナンバーカードのシステムの接続等について、警察活動に与える影響や費用対効果等を整理する必要があるものと考えております。</p> <p>イ. 後段 デジタル・ガバナメント関係会議の方針に基づき、マイナンバー制度のメリットを国民により実感してもらえよう、医療機関においてマイナンバーカードを活用した、患者の利便性向上に資する取組を支援するため、モデル事業を実施することとしています。</p> <p>ウ また、モデル事業で得た成果を横展開し、マイナンバーカードの利活用を促進を図ることとしてしているところです。</p> <p>土・日・平日夜間開庁の実施や出張申請受付の実施については、昨年9月に全市区町村に対してマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定を依頼する中で、積極的な実施を要請しており、昨年12月時点での予定も含め、土日・平日夜間開庁については1312団体、出張申請受付については404団体が取組んでもらっているところです。</p> <p>また、交付円滑化計画の取りまとめを通じて把握した出張申請受付の実施などの各市区町村におけるカード取得促進のための優良事例について、本年2月に各市区町村に横展開するために事例集として共有、総務省ホームページに掲載しております。</p>	<p>ア. 前段 現行制度下で対応可能</p> <p>ア. 後段 その他イ. 前段イ. 後段</p> <p>検討を予定 ウ. 現行制度下で対応可能</p>				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311230001	元年 12月30日	2年 1月24日	2年 2月25日	官報をopen data化して欲しい	【要望】 官報をopen data化して欲しいです。 【現状】 「インターネット版官報」サービスを使えば、web上で直近30日分の官報情報が閲覧できる。 【課題】 ・直近31日以前のデータが閲覧できない ・官報のデータが構造化されていなく、ソフトウェアで分析しにくい ・そもそも「インターネット版官報」サービスは利用規約でwebクローリングを禁止している ・民間業者が官報のスクリーンショットをデータベース化しているが、有料でかつ使いにくい。また、API対応などはなされていない。	【付加価値】 ・公共圏に於いて質的量的に情報の流動性を高めることが出来る ・政府政策に対する理解の深化 ・様々なgovtechの台頭 【その他】 ・破産者等の個人情報不要です。 ・重要なのは、官報に於ける政府情報のopen data化です。	個人	内閣府	インターネット版「官報」は、国民への周知を一層推進するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、紙の官報と同じ内容を独立行政法人国立印刷局のサイトにおいて、提供しています。 官報には、法令等以外にも破産者の氏名等、当該個人にとって不利益な情報も掲載されています。インターネット上において、これらの情報が誰でも容易に検索できることにおいては、個人情報保護の観点から配慮する必要があります。 こうしたことから、同サイトにおいては、主に以下の方法により官報記事を無料で公開することで、利便性の向上を図るとともに個人情報の保護にも配慮することといたします。 ・個人情報が含まれない法律、政令等については、改ざん防止のための電子署名が付けられている平成15年7月15日以後の官報記事を文字情報の抽出が可能な形で公開 ・個人情報が含まれ得る告示等については、直近30日間は文字情報の抽出ができない形で公開、31日以降は件名のみ公開	なし	検討を予定	本提案を踏まえたインターネット版「官報」の公開の在り方につきましては、国民の皆様が利用しやすいよう今後も運営状況等を勘案しながら、必要に応じて独立行政法人国立印刷局と協議、検討してまいります。	
020310001	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 5月27日	保育所入所に必要な証明書に関する見直し	就労証明書、休業証明書、復職証明書等の各種証明書は標準的様式の活用を必須とし、記載項目(定義)・内容も統一化し、備考欄については排除すべきである。排除がかなわない場合は、備考欄への記載依頼・要請は最小限とすべきである。 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策の中で、上記証明書の記載項目(定義)の統一化については「対応」とのことはあるが、備考欄への個別記載依頼※の排除、記載内容の統一に向けて一段のご配慮をお願いしたい。 ※参考:備考欄で求められている主な内容 就業時間(月あたりの実施時間、通勤時間)、基本給の金額、契約更新予定の有無等	保育所・児童保育所の入所等にあり、申請者は就労証明書や休業証明書、復職証明書等を提出しなければならない。申請者(従業員)を雇用する企業(勤務先)が作成している各種証明書について、近年育児しながら仕事をする人の急増の増加に伴い、新規、更新、現況確認のために発行件数は増加し続けており、また、4月入所に向けて10月～12月に発行件数のピークとなっている。 このような中、各種証明書については、レイアウトや記載項目の定義・内容が異なるため、各自治体の様式に対応した証明書を作成しなければならず、広域で活動する企業を中心に極めて重い事務負担が発生している。就労証明書については、内閣府が中心となり標準的様式を作成したものの、標準的様式の採用は各自治体の裁量に委ねられているほか、同様式を活用した自治体においても、備考欄に様々な情報の追加記載を求めるケースが多発しており、公的書類作成でもあり、複数の社員による重複チェックを実施しているため、企業の多大な負担となっている。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類として就労証明書等を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村約6割が標準的様式を活用しています。	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2項第2号	検討に着手	就労証明書については、令和元年8月に公表した大都市向け標準的様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、活用実態を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、各市町村における備考欄以降の追加についてより負担が減るよう、検討を進めてまいります。	
020310002	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 6月24日	社会保険の電子申請・届出等に関する見直し	1. 社会保険のe-Gov申請におけるCSVファイル等データ添付方式の拡充 2. 社会保険e-Gov申請時の対象情報に事業主として管理できる「番号等(社員ID番号)」の設定、及び手続き完了後に行政機関より返送・交付される情報(PDF等)への「番号等」の記載。 3. 返送・交付PDFとともに返送・交付PDFを一覧データ(CSVファイル等)の提供による対象情報の自動把握を可能とするシステム化 社会保険のe-Govから返送・交付される雇用保険被保険者証、給付金決定通知等に関する、マイナポータル等を通じた本人への直接配付(対象従業員に直接配付していない書類について)。 社会保険のe-Gov申請から返送・交付される雇用保険被保険者証、給付金決定通知等の書類は、常に事業主を介在(例えば、雇用保険ではハローワークから事業主に返送されたPDFデータの雇用保険番号と事業主の従業員データとを交換し、対象従業員を特定し、そのデータを組に印刷)して、対象従業員に個別に郵送している現状にある。本業務に関しては、書類の枚数が多く、機密情報が記載されているため、確認・発送作業に、細心の注意と膨大な工数を要している。 ※参考:CSVファイル等データ添付方式になっていない主な届出・申請等> ・健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書(新規・変更・終了) ・健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長・終了) ・健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届 ・健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届 ・厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届 ・社会保険協定厚生年金保険健康保険適用証明書期間継続・延長証明書 取得/喪失/変更/算定/賞与の各種訂正・取消届 他	社会保険の電子申請・届出等(e-Gov)において、「CSVファイル添付方式」による届出が可能なのは現在種類に限られており、その他の申請・届出については、個々に手書きまたは手入力による申請となっているため、多大な工数を要している。 また、社会保険のe-Gov申請から返送・交付される雇用保険被保険者証、給付金決定通知等の書類は、常に事業主を介在(例えば、雇用保険ではハローワークから事業主に返送されたPDFデータの雇用保険番号と事業主の従業員データとを交換し、対象従業員を特定し、そのデータを組に印刷)して、対象従業員に個別に郵送している現状にある。本業務に関しては、書類の枚数が多く、機密情報が記載されているため、確認・発送作業に、細心の注意と膨大な工数を要している。 ※参考:CSVファイル等データ添付方式になっていない主な届出・申請等> ・健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書(新規・変更・終了) ・健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長・終了) ・健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届 ・健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届 ・厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届 ・社会保険協定厚生年金保険健康保険適用証明書期間継続・延長証明書 取得/喪失/変更/算定/賞与の各種訂正・取消届 他	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	内閣府 厚生労働省	社会保険の電子申請・届出等(e-Gov)において、「CSVファイル添付方式」による届出が可能な届出は、現在、資格取得届・算定基礎届等の7種類となっています。 厚生年金保険法第29条の規定により、厚生労働大臣(日本年金機構)は、資格や標準報酬の決定等を行ったときは、その旨を事業主に通知しなければならないこととされています。 雇用保険法施行規則第10条第2項において、雇用保険被保険者証の交付は、当該被保険者を雇用する事業主を通じて行うことができるとされています。	厚生年金保険法第29条 雇用保険法施行規則第3条、第13条	1)について: 検討を予定 2)について: 対応不可 3)について: 対応 4)について: 検討を予定	1)について、申請件数が多い主要な届書(資格取得届・算定基礎届等)については、CSVファイル添付方式による申請を可能としており、これらが電子申請の申請件数全体の9割程度を占めております。ご提案いただいている届出・申請書等を対応する場合には、広範囲なシステム改修が必要となるため、費用対効果等を踏まえ検討してまいります。 2)について、行政機関として決定した内容をお知らせする通知書等に、事業所ごとに異なるルールで付与される社員番号等を加えることは、適切ではなく、また、費用対効果の観点からも困難です。 3)について、対象者情報の自動把握に資するよう、PDFに加えてXMLファイルを送戻公文書に追加するとともに、ファイル名に事業所番号・被保険者番号を追加する予定です。 4)について、行政と事業主間の手続に本人へ返送する仕組みを加えることとなるため、すくに対応することは困難ですが、システムの活用も含め、省力化の方法を検討してまいります。なお、返送されたPDFファイルを従業員の方にもメールで送付していただくことを否定するものではありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針		
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
020310007	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 5月27日	「住民税の決定通知(納税義務者用)」の行政からの納税者(従業員)への直接配付	「住民税の決定通知(納税義務者用)」については、特別徴収義務者たる企業を介して、納税者(従業員)に配布するのではなく、マイナンバー簿により納税者(従業員)へ直接配付(配信)するようにしていただきたい。 また、「住民税の決定通知(納税義務者用)」の電子の送付にあたっては、特別徴収義務者たる企業が電子の送付を受けた後、その企業から納税者(従業員)への電子の送付またはプリントアウトしての送付(本人同意がない場合)が必要となることから、その場合は、企業側でプリンターの用意、電子的な送付(開示)にかかるとシステム構築、本人同意にかかるシステム構築が必要となるため、企業のコスト負担は現在の紙のみの通知よりも増加する。 更に、弊連盟の会員企業は製造業であり、パソコンや社内LAN環境がない工場勤務の従業員も多数存在していることから、紙での配付オペレーションは継続させるを望まないところが多い。		電機・電子・情報通信産業経営者連盟	内閣府 総務省	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、紙の通知書により、各市区町村から特別徴収義務者を通じて納税義務者に対して通知されています。	地方税法第321条 第4第1項、第2項	検討に着手	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党)において、「導入に向けた取組みを進める。」とされたところであり、これを受け、現在、電子データの送付方法も含め電子化の具体的な方を関係者間で調整中です。		
020317034	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 6月24日	次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備	通常のアウトプットを可能とするなど、患者に対する通知要件を緩和するとともに、匿名加工医療情報に関する標準的なデータ提供フォーマットを制定すべきである。	次世代医療基盤法の施行により、患者の検査や治療、保健指導に関する情報を活用した医療サービスの高度化・効率化や健康・医療に関する先進的な研究開発、新産業の創出等の効果が期待されている。しかしながら、医療データの取得・活用等の観点から以下2つの問題点が存在し、同法に基づくスキームが円滑に運用することが難しいと推察される。 ①丁寧なアウトプットによるデータ提供にあり、初回受診時の書面通知が前提とされるため、医療従事者の負担増につながる。医療機関から認定事業者へのデータ提供が進まない可能性がある。 ②認定事業者の増加が見込まれるなか、匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットが規定されていないため、複数の認定事業者からデータを提供された利用者における情報の比較・分析が難しくなる可能性がある。		(一社)日本経済団体連合会	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	①医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)第30条で定める本人への通知については、同法第4条第1項に基づき定められた基本方針において、「本人に対するあらかじめの通知については、本人に直接知らしめるものであり、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行うこととする。具体的方法については、医療情報取扱事業者の事業の性質及び医療情報の取扱状況に応じて適切に対応することが求められるが、医療機関等の場合には、法施行前から通院している患者を含め法施行後最初の受診時に書面により行うことを基本とする。」となっております。 ②匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットについて規制は存在しません。	①次世代医療基盤法第30条、同法基本方針3(2) ②なし	①対応不可 ②事実確認	①医療情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)における「要配慮個人情報」に該当するものであり、利活用を進める一方で医療情報に係る本人の権利利益の保護に適切に配慮する観点から、通知が本人に認識される機会を総合的に確保することが必要です。そのため、基本方針に記載のとおりとなっております。 ②制度の現状欄に記載のとおりです。	
020317061	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	引越し手続のオンライン・ワンストップ化の実現	内閣官房では「引越しワンストップサービスを推進しており、2019年12月には民間事業者の参画による実証実験が行われていることから、実験結果を早期にとりまとめ、引越し手続のオンライン・ワンストップ化を推進すべきである。なお、政府の資料では転出人の手続にあり国民が地方自治体の窓口を訪問することが前提とされているため、将来的には、民間事業者が構築する「引越しポータルサイト」を用いて行政機関の窓口を訪問することなく転出・転入手続を実施できるようにすべきである。	引越し等による住所の変更にもない、国民は自治体や事業者(電気・ガス・水道等)に対して個別に氏名や新住所等の情報を提出しなければならない。同一の情報を自治体や事業者に対して繰り返し提出することの負担は大きく、手続遅れも発生している。		(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 総務省	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係省庁とともに、2019年(平成31年)4月に取りまとめた方針に基づき、2019年度(令和元年度)に、引越しポータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続についてはマイナンバーを理由)を行うサービスについて、地方公共団体や民間事業者等の協力の下、実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめることにも、地方公共団体や民間事業者等において運用準備を行い、順次サービスを開始することとされています。また、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めることとなっています。 なお、個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、現在もオンラインで実施することが可能です。一方、転入届については、対面での厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に向い出いただく必要があります。	住民基本台帳法第22条、第24条第1項、第27条第2項 住民基本台帳法施行令第11条 住民基本台帳法施行規則第52条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第6項	対応	①民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、2019年度(令和元年度)に実サービス検証を行い、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しに伴う電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始しています。 また、②地方公共団体の手続に係る引越しワンストップサービスについても、住民基本台帳制度上、転入届の際には対面での厳格な本人確認が必要であることを前提として、マイナンバーを活用した方式で2019年度(令和元年度)にサービス検証を行い、課題の洗い出し、効果検証等を行いました。 なお、検証の結果につきましては、2020年(令和2年)3月17日のIT総合戦略本部新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会において報告、公表しております。 2020年度(令和2年度)におきましては、①民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、更なる課題検証を進め、民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めていく予定です。また、②地方公共団体の手続に係る引越しワンストップサービスについては、更なる実証実験を実施し、その結果を踏まえた対応を行っていく予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317073	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	特定個人情報の見直し	Society 5.0 実現の障壁となる特定個人情報を撤廃すべきである。 要望実現が困難な場合には、本人同意を前提に、グループ企業間における特定個人情報の共有を認めるべきである。	マイナンバー(個人番号)を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ、法人格を超えた第三者提供が認められないため、グループ企業間で顧客のマイナンバーを共有できないばかりか、従業員に關しても、転籍による雇用先の変更や育児休業にともなう扶養状況の変更に際して再度マイナンバーの提供を受けなければならず、国民・事業者の負担は極めて大きい。 過度に厳格な取り扱いを規定する特定個人情報の存在は、国民・事業者の間でマイナンバーの取り扱いに関する不安や誤解を招いており、デジタル社会の基盤である番号制度の潜在能力の発揮を阻害している。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 個人情報保護委員会	(撤廃) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)では、一般法である個人情報保護法等や地方公共団体の個人情報保護条例の特別法として、特定個人情報について厳格な保護措置を講じています。 (共有) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第19条において、特定の場合を除いて、特定個人情報を提供してはならない旨が規定されています。 グループ企業間における特定個人情報の共有に関しては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(マイナンバーガイドライン第4-3-1)において、特定個人情報の提供制限に違反しないと解される事例を記載しており、具体的には、「共有データベースに登録された個人番号を向こう者本人の意思に基づき操作により出向先に移動させる方法をとれば、提供制限には違反しないものと解される」旨、例示しています。	・マイナンバー法第19条 ・マイナンバーガイドライン第4-3-1(2)	検討を予定	(撤廃) 現在「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」において、個人情報保護条例の規律の在り方等について検討が進められており、特定個人情報の扱いについては、同意談話の議論を踏まえた検討が必要になるものと考えます。 (共有) 現在マイナンバーガイドラインに記載している左記の事例以外の実施方法について、内閣府大臣官房番号制度担当室と連携し、マイナンバーガイドライン又はマイナンバーガイドラインQ&Aに追加することを含め、現行法の範囲内において可能な限り、検討してまいります。	
020317076	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	簡素で確実な公示送達の実現	マイナーポータルのお知らせ機能の利用を通じた簡素で確実な公示送達を実現すべきである。	相手方の住所・居所が不明な場合等において、税務署長や行政機関の長は納税通知書や督促状等の書類の送達に要して、行政機関の掲示場へ一定の内容を掲示することで送達済みとみなす「公示送達制度」が存在する。 同制度の利用に際しては、書類の返戻調査の実施が前提であり、国・自治体の負担は大きい。返戻調査にあたっては近隣者の聞き取りも行われており、個人情報の漏洩につながるおそれもある。加えて、相手方が行政機関の掲示場を訪れる可能性も高くはないため、制度の効果にも疑問が残る。 マイナーポータルが稼働している。同ポータルは、行政機関が国民一人ひとりにきめ細やかな情報を提供する「お知らせ」機能を搭載している。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 総務省 財務省	【総務省】 地方税に関する処分通知については、地方税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達に困難な場合には、公示送達をすることができることとされています。ただし、既に一部の処分通知については、地方税法に基づき、eLTAX(地方税のポータルシステム)を利用したオンラインでの送達ができることとされています。 【財務省】 前記に関する処分通知等については、各税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達に困難な場合には、公示送達をすることができることとされています。また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第9条第2項	【総務省】 地方税法第20条の2、第321条の4第7項 【財務省】 電税通則法第12条、第14条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第9条第2項	【総務省】 地方税の電子化については、eLTAXを基盤として発展させており、既に一部の処分通知については、eLTAXを利用してオンラインでの送達が可能です。eLTAXを用いてオンラインにより送達を行う処分通知等の範囲の拡大について対応は、今後も、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。 【財務省】 下で対応可能 【財務省】 「制度の現状」欄に記載のとおりです。オンラインにより送達を行う処分通知等の範囲については、今後も、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえて、検討してまいります。 なお、仮に納税者の同意を前提しない送達を行う場合には、関係法令の整備が必要になります。		
020321001	2年 3月21日	2年 4月23日	2年 5月27日	公益法人における「特別の利益供与」の明確化	公益認定法第5条第3号、第4号における「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇が該当するとされている(公益認定ガイドライン等)。また、定款に位置づけられていない事業は実施できないものとされる。 他方、当該特別の利益の供与がどの程度までなら許容範囲であるか不明瞭であり、社会的に有意義と想定される事業や迅速さを要する試験的実証等までも規制すべきものではないと考える。 定款記載及び特別利益供与について一定程度法人自治の裁量に委ねる運用の緩和が、基準の明確化を図られたい。	わが国の経済成長においてはベンチャー企業等によるイノベーションや生産性向上が不可欠である。この点、代替性がなく、公益のために資する有益なベンチャー企業のサービス等を市場導入するにあたって障壁となるのはその効果検証とスケラビリティであるが、公益法人傘下の会員等を実証のフィールドとすることで、イノベーションの感度を高め、かつサービスを良いと判断した会員等への営業等を行うことも可能となる。 しかしながら、現状は特定のベンチャー企業とのタイアップによる実証については、(1)定款記載を都度行わなければならないこと、(2)その企業でしか持ち合わせていないサービスを実証したいのに、特別の利益供与に該当しかねないため実施できないこととなっている。 仮に緩和されれば、こうしたベンチャービジネスの様々な実証が促進され、経済成長への寄与が考えられる。	個人	内閣府	民法第34条において、「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本的事項で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う。」と規定されており、法人は目的の範囲外の行為について権利能力を有しないとされています。 また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第49条第5号、第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断するとされています(公益認定等ガイドライン)。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第3号及び第4号 民法(明治29年法律第89号)第34条	現行制度下で対応可能	事業を行うための行為が、当該法人の「目的」の範囲内か否かが当該行為の性質に照らして個別具体的に判断されるとして、法人は、定款等で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負うとされており(民法第34条)、これは公益法人についても例外ではありません。一方で、公益法人に限らず実施可能性のある事業について、あらかじめ定款に記載しておくことが否定されるわけではありません。 また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第3号、第4号の「特別の利益」については、個別具体的な事業を踏まえて判断する必要があるが、「特定のベンチャー企業とのタイアップによる実証」のように、公募によらず、営利企業と連携する場合であっても、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模について、公益認定等ガイドラインをもとに説明が可能であれば、該当しないと考えられます。	